

令和 7 年度焼津市スタートアップ創出強化事業業務委託仕様書

1 業務名

令和 7 年度焼津市スタートアップ創出強化事業業務委託

2 目的

本業務は、本市が令和 5 年度から実施している「スタートアップ支援事業(デジタル田園都市国家構想推進交付金採択事業)」において、市内のスタートアップ認知度向上や次世代の起業家育成、スタートアップ創出を目的として取組を進めている事業である。

今回、市内企業（地域内大企業、中小企業等）とスタートアップ先進都市等の起業家や起業家予備軍との人材マッチングを推進し、市内企業の抱える課題の解決を図るとともに、本市におけるスタートアップ的手法による課題解決モデル事例を創出し、本市のスタートアップ創出機運を強化する。

3 委託期間

契約日の翌日から令和 8 年 3 月 20 日（金）までとする。

4 業務内容

受託者（以下「乙」という。）は、以下の業務を実施する。

（1） 地域課題解決型スタートアップ支援実証

市内における起業機運醸成と、スタートアップ的手法による地域事業者の課題解決を目的とし、市内事業者（地域内大企業を含む）が直面する課題に対して、スタートアップ先進都市等の起業家や起業家予備軍がマッチングし、MVP 開発（Minimum Viable Product 開発。想定するユーザーに対して必要最低限の価値を提供するプロダクトを開発し、有効なフィードバックを得ることを指す）・サービス提案を行い、市内における実践的なスタートアップ的事業創出のきっかけをつくる。なお以下の項目について K P I を定める。

- ・ MVP 開発、サービス提案の実施企業数：3 社以上
- ・ スタートアップ的手法による起業家、起業家予備軍の進出者数（関与者数）：5 名以上
（国内スタートアップ先進都市の人材を含むものとする）

（2） 次年度以降の事業展開検討

事業の成果を踏まえ、次年度以降の本市のスタートアップ・起業創業の体制構築、その事業展開について検討して提案すること。

（3） 管理運営業務

ア 本事業の適切な管理・運営

イ 状況報告

調査状況等の進捗を市の求めに応じて報告すること。

ウ 業務完了報告

委託業務完了後速やかに、事業実績報告書を提出して検査を受けること。

(4) その他付随する業務

5 業務の進め方

業務に際しては、進め方など適宜、協議を行いながら進めていくこと。

6 支払方法

全額を業務完了後に支払う。

7 事業の実施に係る留意点

(1) 受託者は、当市と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。

(2) 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を取り扱う場合は、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

なお、事務処理をするための個人情報の取り扱いについては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(3) 本業務の遂行に当たっての全部または主要部分を第三者に委託しないこと。

(4) 委託事業の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(5) 受託者は業務実施過程で発生した障害や事故については、大小に関わらず市に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。

(6) 本仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合については、双方協議により決定すること。